

道の駅うれしのまるく イベント出店要領（一般出店用）

1. 出店場所 嬉野市 道の駅うれしのまるく

2. スケジュール

(1) 申込スケジュール等

令和6（2024）年4月以降は別紙ガイドラインに則ってお申込みください。

実施時間帯は要調整（※参考 まるくアイズの営業時間9時～19時）

3. 出店料について

別紙ガイドライン参照

4. 出店について

(1) 出店数量

各イベントスペースにより異なります。事前に調整いたします。

キッチンカーの配置やテントの配置等について、事前に調整をいたします。

(2) 水道・電気・調理用火気等使用及びテント設備について

・給排水設備はありません。施設などに廃棄するのではなく各事業者で持ち帰り、適切に処理してください。

・電気使用は、一部に限り電源の使用が可能です。但し、容量や電源数に限りがあります。

2024年4月より、施設電源使用時には使用料をいただきます。

各自での発電機の持込みは可能です。

・商品販売用のテーブル等の什器、ごみ箱等についても各自出店者でご準備ください。

・火気使用事業者及び発電機を持ち込む事業者は必ず消火器を設置してください。

・テント出店の場合には、テント用の重り（ウェイト）や飲食出店者は三方幕を準備してください。

(3) 出店にあたっての準備について

①指定する「申込書」、「出店詳細資料」、「同意書」を提出してください。

②そのほか、保健所への届け出が必要な場合は、各自出店者及び主催者で行ってください。

※「露店等の仮設届け」に伴う消防署への火気使用届けは主催者で行ってください。

火気を使用する出店者は必ず消火器をご持参ください。

③飲食等の販売をされる出店者は安心フード保険等の加入をお願いします。

(4) 雰囲気づくりについて

嬉野温泉駅前のエリアですので、賑わい創出と雰囲気づくりのために、各自で大音量のBGM等を流されることや、過度な声かけなどは行わないようお願いします。

(5) トラブル等について

イベント開催等における来場者及び出店関係者等のトラブルについては、うれしのまるくとして、一切責任を負わないことをご了承ください。

以上

出店詳細資料

申込日	年　月　日		
出店日	年　月　日 () 時　分 ～　月　日 () 時　分		
出店者 団体名		屋号	
担当者名		携帯番号	
e-mail			
SNS アカウント	※インスタ等		

出店スペースについて希望および、車両・持参テントのサイズを教えてください。

テントサイズ	車両（キッチンカー）		
m × m	全長	m · 全幅	m · 全高

火気使用リスト ※使用される火気をご記入ください（例：ガスコンロ・フライヤー）

※火気を使用する場合は必ず業務用消火器を持参してください。

発電機の使用有無	施設電源の利用希望
使用する (使用量 Kw) · 使用しない	希望する · 希望しない

※発電機を使用する場合は必ず業務用消火器を持参してください。

出店者 PR	SNS 等での広告宣伝に使用します。販売商品や金額などをご記入ください。

※商品写真を別途メール等でいただければ、イベント広報や告知で使用させていただきます。

その他ご要望	
※搬入予定時間	時 分

※飲食店営業許可書（仮設）の写し及びイベント期間をカバーできる安心フード等の

保険加入証の写しを別途ご提出ください。

※火気使用の場合は、必ず消火器をご準備ください。

同 意 書

道の駅うれしのまるく(以下「甲」という)は、甲が企画する「うれしのまるくイベント出店」(以下「本企画」という)において、販売業務を行うもの(以下「乙」という)との出店許可について、以下の通り規約を定める。

記

- 商品の搬入及び搬出に要する費用はすべて乙負担とする。
- 商品の保管および片付けを含むイベント期間中に甲の指定する場所で発生した火災、盗難、破損、その他の原因による乙の損害については、乙は甲に対して何等の補償も要求しないものとする。ただし、甲の故意または重大な過失によるものについては、この限りでない。また乙の販売行為に伴う会場設備への汚損、破損等については乙の責任において原状復帰するものとする。原状復帰が確認できない場合は損害賠償等の請求を行うことがある。
- 保健所等必要関係機関の申請は、乙が行うものとし、要する費用はすべて乙負担とする
- 飲食物を販売する乙はイベント期間をカバーできる安心フード等保険に加入している事業者とする。また保険加入に要する費用はすべて乙負担とする。
- 乙が販売した商品が原因で発生した、嘔吐、腹痛等に伴うお客様への対応及び賠償は全て乙が引き受けるものとする。また、食中毒に関する賠償も全て乙が引き受けるものとする。
- 本企画において甲から乙に一定額の出店料の請求を行うものとする。
- その他、乙は嬉野市が定める「嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例」及び出店要領等、甲が事前に配布した資料の記載事項を順守し、販売業務を行うものとする。それらを守れない場合、販売を取りやめとする事がある。
また、暴力団員や暴力団等と関係を有する者に対し、出店は一切認めない。
なお、その際乙に生じた損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 天災その他新型コロナウイルス感染拡大などの影響によりイベントを延期または中止となることがある。その際乙に生じた損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。

以上

年 月 日

私は上記出店規約に同意します。

乙 屋号

氏名

※法人、団体名もしくは代表者名で御記入ください。